

# 産業建設常任委員会記録

令和元年 9 月 1 9 日

【開催日】 令和元年9月19日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後1時20分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	河崎平男	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	藤岡修美
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 請願第1号 旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書
- 2 請願第2号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書
- 3 閉会中の継続調査事項について

---

午後1時 開会

---

中村博行委員長 ただ今より産業建設常任委員会建設を開催いたします。午前中皆さんには市民懇談会並びに請願2件に関わります横土手、旭町の現

地視察ということで御苦勞掛けました。では早速本日の審査に入っていきます。まず審査番号1番、請願第1号旭町地域における農用区域内の農地除外に関する請願について、今日、現地視察をしたばかりということでありまして、今後のことについてどのようにしていくかと。今議会初日に付託を受けておりますので、議会での対応としてどのようにするかということについてお尋ねしようと思いますが、この件についてどうなにか。

藤岡修美委員 農地の除外に係ってくる上位計画として、本市の基本計画総合計画があって、今、それに基づいて都市計画のマスタープランを市のほうで策定されて、パブリックコメントをされておられて、それが10月1日まで。それが終わって多分、都市計画審議会にマスタープランをかけると思うんですけど、できればそれまでに請願採択をしていただいて、それをもって、まずは都市計画マスタープランにこういった意向を入れられるかどうか審議していただかないと、マストラ策定後にこういった請願を審議すると非常に難しくなってくると思うんですよ。まずマストラが決まってそれから、農業地域の見直しと都市計画用途の見直しがかかってくるので、その辺は、早く請願採択するかという審議はしていただきたいと思うんですけど。

中村博行委員長 今議会の会期中の対応についてということで、お諮りをしようと思いますが。

中岡英二委員 私も以前から用途地域を変えていったらどうかと以前から一応気にはしていたんです。今日も現地を見て参考にはなりました。そうした中で、先ほど言われたように、都市計画マスタープラン、私は委員になっていきますけど、やはりその中でこういう請願を通す、通さないは別にしても委員会で採択した中で持っていくほうがやはり説得力もあるんじゃないかなという気がします。

河崎平男委員 今の状態を見ますと農業情勢の変化もありますし、市の農政のほうの施策も今後考えなくてはいけないということもありますし、また、土地改良区の受益地でもありますので、今すぐじゃなく継続審査をすべきと考えますがいかがでしょうか。

中村博行委員長 今会期中の対応ですが、河崎委員のほうから出ましたようにこれについては私も行政の考え方等々、やはり聞く必要があるかなということで、できれば河崎議員が今おっしゃったような、今会期中での対応はとりあえずといいますか、今後もっと協議をしていくという意味で、最終日に継続審査という形で本会議で皆さんにお知らせしたいというふうに考えておりますが、これについてどうですか。

森山喜久委員 実際、二人の方がさっき言われたように都市計画マスタープランとの関係のところの進捗等、実際ちょっと確認したいんですけどこの請願書の採択っていうのは、例えばこの委員会だけでいいのか、本会議での議決がいるのか。本会議でやるならば、今回逃すと、次10月のところで臨時会があるかもしれませんけど、その時期との兼ね合い、それが今、私が見えないんであれなんですけど、そこは本会議中で決めなきゃいけないところがあったらそこも考慮しないといけないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

中村博行委員長 日にち的にも行政との兼ね合いもありますし、もっと調査する必要があるということから、日程的にはちょっと難しいんじゃないかなというふうな気がするんですよね。先ほど藤岡委員と中岡委員からパブリックコメントの最終的なものが出る前に委員会での結論といいますか、これは出すべきだという、それはその方向で当然やらなければいけないかなというふうに思っていますが、まず、今会期中の対応ですが、これについては継続審査が適当かなという気がするんですが。

岡山明副委員長 今回の請願は用途地域の変更という大事な部分で、ある程度、

執行部のほうの意見、請願者とあとは執行部の両サイドの意見を聞いて、委員会としての判断は、今は時期早尚という感じがありますので今会期中に関しましては継続審査でしていただきたいと思っております。

恒松恵子委員 私も住民の方の喫緊の課題であることは存じ上げますが、まだ行政の考え方等を伺ってないですから慎重に審査したほうがよいかと思います。

中村博行委員長 多分といいますか、請願者は行政のほうにも同じ陳情といいますか、そういう申し出が行っていて回答がもう既に送られているというふうなことを聞いておりますので、それも含めた中で、調査を実施したいというふうに思います。

中岡英二委員 この請願に対して委員会での採決はないんですか。

中村博行委員長 あります。

中岡英二委員 それは最後にやられるということですね。分かりました。

中村博行委員長 これは議案として本会議の審査日程と同時に産建に付託をされている案件ですので、当然、採択不採択の結論を委員会では出さないとはいえないわけですね。そして最終的には本会議で、それを採択、不採択するかということですが、委員会ですらまず出すというのが筋道となっております。今会期中においては継続審査としてよろしいですか。

藤岡修美委員 ただ、先ほども言いましたように、気になるのがマस्पラですよ。審議会にかけてそれが決まった後に、例えば、こういった農用地の除外とかが協議できるんですか。マस्पラが決まった後で問題がテーブルに上げられる状況になるんですか。それがすごく気になるんですけど。

中村博行委員長 請願ですから既に決まったものであっても、委員会で決まり、本会議でそれが採択されるようであれば、マस्पラに対しても見直しを要求するということになるかと思えます。ただ見直しを要求して行政のほうはその通りかというのはまた別問題ですけどね。あくまでも、委員会、議会としては請願を採択するか否かによって、行政はそれにどういうふうに対処するかというのはまた別のことになるかと思えますけどね。

藤岡修美委員 いつも言われるんですけど、決まった後の審議、議会報告会でもよく言われますよね。だから、気になるのはマस्पラが決まった後に、幾ら委員会で審議してもそれが全然テーブルに上げていただけない雰囲気があったら、何か情けない気がするんですけどね。ちょっとそれが気になりますね。

河崎平男委員 今まだ調査中で継続審査ということがあるわけですよ。というのは土地改良区の受益地域でもあるし、これ全然調べてないですよ。そういった中で行政のほうにも要望書が出ている。要望書はどのような対応をするのか。だから継続審査にして今後やっていこうと。タイムリミットはマスタープランが決まる前に採択、不採択ということは委員会としてやるべきだと思います。

藤岡修美委員 ぜひマस्पラが決まる前に委員会でも執行部を呼んで、意見聞くなりして、1回とにかくテーブルに上げていただきたい。と言うのは僕も都市計画審議会の委員でもあるし、マスタープランの案をいろいろ研究しているんですけど途中までは今回の請願、今は旭町ですけど、横手地区も途中の構想図までは市街地で色が塗ってあるんですよ。それが土地利用の構想になるといきなりまた現況の農用地に落ちている。その辺がすごく気になっている。

河崎平男委員 あくまでも全体のプランだから入らないですよ。

藤岡修美委員 全体のプランでも途中から色を変えてあるんですよ。

中村博行委員長 マスタープランの案の状態を図を見ていけば、ちょっと矛盾したような形にはなっているというふうに理解はしておりますけども、今会期中での判断ですね、委員会としての。そうすると後、明日が20日ですよ。明日が金曜日でそうすると、21日、22日、23日が連休で、24日、25日が一般会計ですよ。26日があつて、最終日と。この間に調査ができるかという判断の下に、さっきおっしゃったようにパブリックコメントがある程度出るとは思いますけど、その前にできるだけ早い時期に行政がどういう考え方が聴取した中であるいは、さっき河崎議員が言われたように土地改良区の関係もあるでしょうからそういうものも含めた中で短期間でありますけど、リミットの日までには委員会で結論を出したいというふうには考えます。よろしいですかね。それでは今会期中での継続審査でよろしいですか。請願1号旭町地域における農用地区域内の農地町外に関するこの請願について今会期中では、結論は出しにくいということで、継続審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。（「異議ありと呼ぶ者あり」）そしたら挙手で、採決をとりたいと思います。今、異議ありというような意見がありました。今、今会期中に結論が出せるというふうにお考えですか。

中岡英二委員 そう思ったから異議ありなんです。

中村博行委員長 それでは異議がありますので挙手によって結論を取りたいと思います。それでは継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 では次は反対の方も一応挙手を。

(反対者挙手)

中村博行委員長 3対3ということですね。そういうことになりましたと、委員長採決ということになりますので私は継続審査ということにしたいと思っていますのでお願いいたします。それでは請願第1号については、継続審査ということで、委員会としては今回そういうふうにさせていただきたいというふうに思います。続きまして請願第2号について同様な形になるかと思うんですけども横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願についてどのように、対応しますかということで御意見を求めます。

河崎平男委員 同じような請願でありますのでこれも関係機関というか、高千帆土地改良区とまた、農政の施策等も聞くということで、今の期間では、審査しにくい状況でありますので継続審査を希望するものであります。

中村博行委員長 今、継続審査という御意見はありましたがほかに。

中岡英二委員 請願第1号と同じ理由で、私はすごく用途地域というのに関心がありましたから、できるだけ早目に実行していただきたいという思いがありますので。

中村博行委員長 当然早目というのは認識をしております。そうしますとほとんど同じような内容ですので一応、挙手による賛否をとりたいと思います。これを継続審査するというので賛同される方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 反対の方の挙手をお願いします。



(反対者挙手)

中村博行委員長 3対3ですので、同様に委員長判断ということで継続審査にしたいと思います。以上です。請願についてはまた9月議会が終わって早々に委員会等を開いて、本日の市民懇談会から出されたこともありまして、委員会の最後の任期でいうと2年最後になりますけど、最後まで気持ちは落とさないようにしっかりと仕事をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは審査番号3番閉会中の継続審査事項についてお諮りをいたします。この中で漏れがあればということで。ちょっと目を通してください。当然市場も入っておりますし、農業に関することも入っております。公共交通、水道事業、ほとんどこれで網羅されていると思います。何か御意見ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ任期が9月いっぱいくらいまでになりますのでこれ以上はないと思いますので。それでは閉会中の継続審査事項はこれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議がありませんのでそういうふうにしようと思います。それでは、今日の審査は全てこれで終了いたします。産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後1時20分 散会

---

令和元年9月19日

産業建設常任委員長 中村博行